

航空機ファイナンスの現状と法的問題

〔第1回〕

弁護士 小杉 丈夫
弁護士 濑野 克久

一 航空機ファイナンスをめぐる世界の潮流

1はじめに

日本が航空機ファイナンスの国際市場にはじめて本格的に参入したのは、一九七八年、わが国の経常収支の黒字減らしの緊急輸入のための外貨貸制度を利用して行なわれた、いわゆる「サムライ・リース」であつた。このように歴史の浅い分野であるにもかかわらず、その後わが国は、わが国経済の国際化とともに、時流に乗つて国際市場における貸手としてのシェアを順調に拡大し、レバレッジド・リースや担保付貸付等により全体の約四〇%のシェアを占めるに至っている。

翻つて、航空機ファイナンスの置かれている世界の情勢をみると、これから二一世紀を迎えるにあたつていろいろな面で大きな変革が予想される。そのなかで主要なものを取り

出してみると、まず、地域的には、今後、航空機購入のため多額の資金を必要とするのは、アジア・太平洋地域の航空会社であり、ファイナンスが従来のアメリカ・ヨーロッパへの融資主導であったものが、アジア主導に大きく転換することである。主導に大きく転換することである。

みを構築していかざるをえないことである。また、国内に目を転するとすでに、海外不動産や、アメリカのベンチャー・キャピタルに投資する会社ボーイング社の予測によれば、アジア・太平洋地域の航空会社は、積んできているわが国の非上場の優良企業、個人投資家の動向が、わが国の今後の航空機ファイナンスの発展の大きな鍵を握っていくと考えられる。このような変動は、われわれ法律家が関与する航空機ファイナンスのスキームや、契約書作成の技術にも大きな変革をもたらすと思われる。

2 アメリカ・ヨーロッパ地域からアジア・太平洋地域へ

西暦二〇〇〇年までに、アジアの航空運輸が世界の航空運輸のなかで

regulation) がさらに進行することにより、借手側の欲するファイナニアジア・太平洋地域へ

七億ドルの資金需要があり、これは世界全体の航空機ファイナンスの資金需要の二五・五%を占めるというのである。これは、一九八七年までの三五年間のアジア地域における航

【参考】 アジア・太平洋地域の航空機需要
(TRIPLE A誌1988年8月号39頁)

航空会社	機種	数	航空機引渡予定日	合計購入代金 (単位:100万米ドル)
Air New Zealand	B747-400	1	Jul 89	125
Air Niugini	A310-300	1	Dec 88	60
All Nippon Airways	B747-200	9	To late 90	900
	B767-300	10	—	650
	A320	10	From Sep 90	350
Ansett Airlines	B737-300	12	Oct 88	340
Plus subsidiaries	B757-200	6	Feb 89	270
	A320	8	Sep 88	280
Australian Airlines	B737-300	4	To Dec 88	110
	A320	9	Mid 90s	315
	B747-400	3	From 89	375
CAAC	B757-200	4	Nov 88-Jul 89	180
	B767-200ER	2	Jul 89	110
	MD-80	18	—	450
Cathay Pacific	B747-300	1	Jul 88	110
	B747-400	2	Apr-May 89	250
China Airlines	B737-200	2	Aug 88	55
	B747-200F	1	—	100
	B747-400	5	Oct 89	625
Japan Air Lines	B747-400	5	Aug 89	625
Japan Air System	MD-80	10	—	250
	MD DC-10	1	—	80
Korean Air	B747-200F	2	Late 88	200
	B747-300	1	Late 88	110
	B747-400	9	89-94	1125
	A300-600R	2	Nov-Dec 88	136
	A300-600	2	Early 89	136
	MD-11	4	—	360
Malaysian Airlines	B747-400	2	89	250
Mitsui & Co	MD-11	5	—	450
Qantas	B747-400	4	Apr-Sep 89	500
	B747-300	2	Late 88	220
Singapore Airlines	B747-200F	1	Aug 88	100
	B747-400	14	89-93	1750
	A310-300	1	Mar 89	60
Thai Airways International	B747-400	2	Oct-Nov 89	250
	A300-600R	2	Jul 88-Jun 89	136

も、アジアにおける航空機ファイナ
ンスの特徴の一つである。そして、
二〇世紀から二一世紀の変わり目
は、新規の購入の需要と、古くなっ
た機体の取換への需要が重なるた
め、大量の資金が必要になると予想
されている。

3 民営化と政府規制の緩和

行距離が遠大であることを反映して
二〇〇人乗り以上の広胴体の大型
ジェット機が多い。このような大型
機の価格は一機当たり五〇〇〇万ドル
から一億二九〇〇万ドルであり、小
型の機体が二八〇〇万ドル程度であ
るのと比べ高額である。このように、
一機当たりの資金需要が大きいこと
る。このように、各航空会社が置か
れている情況が、その求めるファイ
ナンスの形態・条件に大きく反映し
てくることになろう。いずれにして
も、来るべき三〇年間が、航空機ファ
イナンスにとってアジア・太平洋の

民航、ガルーダ・インドネシア航空は、前記二航空会社には及ばないが、経営状態は悪くない。これに対しても、フィリピン航空は、国情を反映して苦しい経営情況にある。日本航空、カンタス、ニュージーランド航空、大韓航空、中華航空は、国営から民営への移行あるいは移行の途中であり、タイ国際航空はいせん国営である。補充的なものであり、リスク分析としては、航空会社の信用度、ひいては、その国の信用度 (credit worthiness) に依存して融資をしていたわけである。しかしながら、民営化するとなれば、貸手もこのような安易な態度はとれなくなる。航空会社としても、会社の損益、バランス・シートの内容に神経をとがらせるようになり、

長期の負債、多額の固定資産がバランス・シートに表示されることを回避しようとする。このことから、オフ・バランス・シートのファイナンスの要求が生まれてくる。そのような要求を満たすためには、貸手としては、航空会社の信用ではなく、航空機自体の資産価値の評価

定しており、船舶に比し、航空機の場合はリスク管理が適切になされていれば、資産価値の評価に基づくファイナンスの安定性は高いといわれる。

すでに述べたとおり、民営化、政府による規制緩和のもとでのこれが、前項で述べたように、航空機ファイナンスの形態は、今後さまざまな航空、キャセイ・パシフィック航空、中華航空は、日本をベースにしたレバーリング・リースを利用したこと

に熟達した者を採用し、ビジネスチャンスを利用してノウハウと技術の修得と人材の養成に努めている。機の買取オプションをもつていて、わが国のリース会社や商社は、このようないい處を実現した正しい方向であると昭われる。

1988. 10. 5

では、貸手として参加することが多い。大韓航空、タイ国際航空、シンガポール航空、中國民航は、

4 日本企業とファイナンス技術
の修得

II 利用されているファイナンスの形態

航空機自体の資産価値の評価 (asset value worthiness) に基づいたファイナンスに転換せざるを得ない。使

すでに述べたとおり、民営化、政

府による規制緩和のもとでのこれが、前項で述べたように、航空機ファ

イナンスの形態は、今後さまざまな航空、キャセイ・パシフィック航空、中華航空は、日本をベースにしたレバーリング・リースを利用したこと

用年数に基づいた残価の評定や、機体の再販売マーケットの情報収集・管理等が重要になるゆえんである。このことは、貸手がファイナンスにあたり、従前とは異なる新たなリスクを負担することを意味し、ファイナンスにあたってのリスク分析と対応、ファイナンス後のリスク管理に大きなエネルギーを傾注しなければならないことになる。

機体の資産価値の評価に基づいたファイナンスの手法の開発は、債務国になつてゐる国の国営の航空会社にとっては朗報であろう。従来、航空会社自体としてはファイナンスを得られるだけの信用度がなかつたものが、航空機自体の価値に基づいてファイナンスを受けることが可能となるからである。

航空機の再販売のマーケットは安

定しておらず、船舶に比し、航空機の場合はリスク管理が適切になされて

いる。将来を見据えた正しい方向であ

り、航空機自体の資産価値に基づくファイナンスとリスク管理の手法と技術を修得するかが将来、この分野で生き残るために鍵である。

その観点からみると、たしかに、ア

ンスをベースにしたレバーリング・リースを利用したことがあり、日本

の航空機ファイナンスは、航空会社の信用ではなく、航空機自体の価

値を引当てにしたもののが主体になつていかかるをえない。航空機ファイナンスに携わる日本の企業にとっては、いかに早く航空機の資産価値に

別に詳しく紹介する予定であるが、ファイナンスのスキームについてはとりあえず、ここでは、現在用いら

れている典型的なスキームを簡単に概観しておこうとした。

1 レバレッジド・リース

（Double dip lease）

大きなエネルギーを傾注しなければならないことになる。

その観点からみると、たしかに、ア

ンスをベースにしたレバーリング・リースを利用したことがあり、日本

の航空機自体の価値を引当てるための会社を設立し、その会社が

通常の形態としては、リース目的

のための会社を設立し、その会社が

航空機を購入する。購入代金の一〇

〇%はその会社のエクイティ（投資）で賄われ、残余は借入

のための会社を設立し、その会社が

航空機を購入する。購入代金の一〇〇%はその会社のエクイ

ティ（投資）で賄われ、残余は借入

のための会社を設立し、その会社が

通常の形態としては、リース目的

のための会社を設立し、その会社が

航空機を購入する。購入代金の一〇〇%はその会社のエクイ

ティ（投資）で賄われ、残余は借入

のための会社を設立し、その会社が

く、しばしば、つなぎ融資に頼らむるをえなくなるといわれる。いずれにしてもあまり一般的なスキームではない。

3 オプション・ファイナンス

リースの手法を使うが、航空会社が、航空機を、事前に合意する日にレッサーに返還するオプション権を有するものである。このオプションの存在のゆえに、航空会社は、このファイナンスをオフ・バランス・シートにすることができる。航空会社がオプション権を行使しない場合、航空会社は、残債につき航空機の所有権とそこから生ずる利益を享受できる。航空機がレッサーに返還された場合には、レッサーはこれを売却して残債務に充当する。

このように、オプション・ファイナンスはオフ・バランス・シートであり、かつ航空会社に情況に応じて対応する柔軟性を与えるものであるが、レッサーにとっては、単なる貸付に比べてリスクがある。貸付の場合は、借主である航空会社が弁済を続ける限り航空機が返還されることなく、そこから生ずるリスク分析は単純であるが、オプション・ファイナンスの場合は、返還された航空

機を処分して債権を回収するまでのリスク管理をしなければならないからである。オプション・ファイナンスでは、したがって、資産価値引受

グループ (asset value underwriting group) も取引の関与者となる。

4 オペレーティング・リース

オペレーティング・リースの専門会社からリースを受ける方法である。オペレーティング・リースの会社はヨーロッパでは発達しており、GPA、ILFCなど有力会社がある。オペレーティング・リースの会社は、船舶に関する経験を有するが、船舶での苦い経験によるオペレーティング・リースを利用する場合には、航空会社にとっては、オペレーティング・リースの会社は、航空機のオペレーティング・リースへの参入を躊躇わざることになるかも知れない。日本の資本市場が、間接的にオペレーティング・リース会社の使用がリスクになることはないと考えられる。

現在、日本にはオペレーティング・リース会社は存在しない模様である。日本の商社等は、船舶に関しては、オペレーティング・リースの会社には Hermes、米国には Export Import Bank があり、これらの機関の低金利の融資を利用したファイナンスが存在する。しかしながら、このような輸出信用を利用したファイナンスは、将来とも大きな役割を果たすことはないと考えられる。

5 輸出信用の利用

日本における日本輸出入銀行に相当するものとして、英國には Export Credit Guarantee Department、フランスには Coface、西ドイツには Hermes、米国には Export Import Bank があり、これらの機関の低金利の融資を利用したファイナンスが存在する。しかしながら、このような輸出信用を利用したファイナンスは、将来とも大きな役割を果たすこととはないと考えられる。

6 社債発行等資本市場の利用

日本航空、全日空、カントン、キャセイ等が、ヨーロッパ市場で社債の発行やコマーシャル・ペーパー発行により資金調達をした例があるが、このような方法による資金調達はスポーツ的なものであり、この方法が将来盛行することは現時点においては考えられない。

現在、世界では七五〇〇機のジェット機が商業的に運行されてい

るといわれるが、そのうち約一三%の当たる一〇〇〇機はオペレーティング・リースであるといわれている。

そして、一九九一年までには全体の九〇〇〇機の約二〇%に当たる一七〇〇機がオペレーティング・リースにより運行されると予測され、前述した航空会社によるオフ・

オーナーになることを経験している非上場の優良企業、個人投資家の動向に興味がもたられる。

航空機ファイナンスの現状と法的諸問題

弁護士 小杉 丈夫
弁護士 瀬野 克久

[第2回]

●目次

- 一 航空機ファイナンスをめぐる世界の潮流
- 二 利用されているファイナンスの形態
- (1) (2) (3) (4)
- 三 航空機に関する必要知識
- 四 日本における航空機ファイナンス

(上巻)

保書類を作成することになる。この場合、一般の国際ファイナンスに関する知識のほかに、航空機の登録制度、航空機に対するモーゲージの制度、航空機保険、航空機の携行書類等に対する基本的理解が不可欠である。

これらの制度は船舶に関する制度と類似している。その理由は、(1)両者はともに動産であるが、膨大な建造費を要し、不動産を凌駕する経済的価値を有することが多い、(2)地上との接触を断ち空間を浮遊する航行形態を有する、(3)国際間の輸送に從事することが多い、(4)航行上の危険性を有している、等の点で航空機と船舶が類似しているためであると思われる。

1 船舶との類似点

航空機ファイナンスを実行する場合、モーゲージ・ディード（抵当権設定契約証書）、リース・アグリーメント、ローン・アグリーメント等の担

2 船舶ファイナンスとの類似点

a 船舶ファイナンスは、ローン型船舶ファイナンスと所有権留保型船舶ファイナンスに大別される。

(1) ローン型船舶ファイナンス
ファイナンサーが相手方（ファイナンスを受ける者）との間で Loan Agreement を締結し、Loan Agreement を締結した

Agreement を締結し、Loan Agreement に基づく相手方の債務を担保するため、船舶にモーゲージ（抵当権）を設定するケースである。

(2) 所有権留保型船舶ファイナンス

(2) ファイナンサーの相手方に对于する与信の返済は、Charterhire の支払または売買代金の分割払いという名目でなされる。

(3) 一定期間で、船舶の取得資金に金利および諸掛りをプラスした合計が完済されることを前提にして、ファイナンサーが相手方に直接融資する代わりに、自らが船舶を取得し、その取得資金に金利および諸掛りをプラスした合計額を一定期間で完済後に、なんらかの形式で本船の所有権を相手方に移転させることを確保している。そこで、完済

船の使用を許し、完済後になんらかの形で船舶の所有権を相手方に移転することを確保するケースである。

したがって、このファイナンスの特色は、以下のとおりである。

13 金融法務事情◆No. 1203 1988. 10. 25

後どのような形式で所有権を移すかによって、相手方が本船買取りか否かの自由を有する場合と、使用期間の経過と同時に相手方に所有権が移転する場合とに分けられる。

b 航空機ファイナンスが基本的には、ローン型ファイナンスと所有権留保型ファイナンスの二つに大別される点は、船舶ファイナンスと同様であり、航空機に対するファイナンサーとしては、船舶ファイナンスの担保取得と同様に考えてよい。

しかし、航空機ファイナンスにおいては、投資家、非上場の優良企業が航空機を保有することによる税務上のメリットを享受することにより、航空会社に対する傾向にあるので、航空会社としては、所有権留保型ファイナンスにより航空機のファイナンスを受けることが多い。このよ

が少くない。

このように昨今の複雑な航空機ファイナンスにおいては、所有権留保型ファイナンスとローン型ファイナンスの両方に対する理解が不可欠となる。

3 航空機の登録、国籍

a 航空機の登録制度

航空機は動産であるが、船舶に関する制度と同様に登録制度があり、国籍を有している。航空機の登録に

ついては、民間航空機に関する法制

が航空機を登録することによる税務

条)、②二重登録の禁止(一八条)等

の定めがなされている。

(1) 航空機の登録については、航

空法第二章に規定があり、航空機は、

日本国において登録を受けたとき

は、航空機に関する複雑な権利関係

を処理するためである。ところで、

これについては、航空機に国籍制

度が認められたのは、「主として各國

の有する空域主権に基づくのであ

る。詳言すれば、商業航空において、

(2)

日本において航空機の登録が

行われる。

（2）

日本において航空機の登録が

行われる。

（2）

日本において航空機の登録が

行われる。

(1)

英 国

一国の航空機が他国の上空を航空しうるのは、原則として自国民のみである（航空法四条）。すなわち、た条約の効力として、それぞれの国に属する航空機に付与された特権に基づくのが常であるから、その航空機と一定の国家との間に連繋を設定しておく必要を生ずるのである。こ

の連繋こそすなわち国籍である（伊沢・航空法二八頁）と説明されてい

る。すなわち、ある国の航空機に付与された特権を享受するためには、当該国で登録される必要があり、便

宜的に他の国で登録しても、そのような便宜置籍機には特権は付与されない。したがって、船舶の場合にみられるような便宜置籍機は現状の法制度のもとでは少ないと思われる。

（3）新規登録がなされる場合は、航空機登録原簿に、型式、製造者、番号、定置場、所有者、登録年月日が明示される。

（4）

英 国

（1）

英 国

（2）

英 国

（3）

英 国

（4）

英 国

（5）

英 国

（6）

英 国

（7）

英 国

（8）

英 国

（9）

英 国

（10）

英 国

（11）

英 国

（12）

英 国

（13）

英 国

（14）

英 国

（15）

英 国

（16）

英 国

（17）

英 国

（18）

英 国

（19）

英 国

（20）

英 国

（21）

英 国

（22）

英 国

（23）

英 国

（24）

英 国

（25）

英 国

（26）

英 国

（27）

英 国

（28）

英 国

（29）

英 国

（30）

英 国

（31）

英 国

（32）

英 国

（33）

英 国

（34）

英 国

（35）

英 国

（36）

英 国

（37）

英 国

（38）

英 国

（39）

英 国

（40）

英 国

（41）

英 国

（42）

英 国

（43）

英 国

（44）

英 国

（45）

英 国

（46）

英 国

（47）

英 国

（48）

英 国

（49）

英 国

（50）

英 国

（51）

英 国

（52）

英 国

（53）

英 国

（54）

英 国

（55）

英 国

（56）

英 国

（57）

英 国

（58）

英 国

（59）

英 国

（60）

英 国

（61）

英 国

（62）

英 国

（63）

英 国

（64）

英 国

（65）

英 国

（66）

英 国

（67）

英 国

（68）

英 国

（69）

英 国

（70）

英 国

（71）

英 国

（72）

英 国

（73）

英 国

（74）

英 国

（75）

英 国

（76）

英 国

（77）

英 国

（78）

英 国

（79）

英 国

（80）

英 国

（81）

英 国

（82）

英 国

（83）

英 国

（84）

英 国

（85）

英 国

（86）

英 国

（87）

英 国

（88）

英 国

（89）

英 国

（90）

英 国

（91）

英 国

（92）

英 国

（93）

英 国

（94）

英 国

（95）

英 国

（96）

英 国

（97）

英 国

（98）

英 国

（99）

英 国

（100）

英 国

（101）

英 国

（102）

英 国

（103）

英 国

（104）

英 国

（105）

英 国

（106）

英 国

（107）

英 国

（108）

英 国

（109）

英 国

（110）

英 国

（111）

英 国

（112）

英 国

（113）

英 国

（114）

英 国

（115）

英 国

（116）

英 国

（117）

英 国

（118）

英 国

（119）

原則として、新設航空機を本国民が保有する場合のみ登録をすればいいが、船舶は、セーフシード（抵当権者）の同意を得なければならぬ。

(4) 英国法系の国は、航空機の登録場所は、Civil Aviation Authority の登録を認めた場合と同様である。しかし、英國法では、民事登録が英國民に対する charter by demise (賣却) や Civil Aviation Authority からのよみだ登録を除くと、航空機の登録が置かれておらず、そのような例を除いては、Civil Aviation Authority の登録を認めないと理解すべきである。

(5) 英国や船舶が登録された場合、船舶登録番号や、日本へ登録回しによる、① registration certificate number, ② nationality and registration marks, ③ manufacturer, ④ serial number, ⑤ owner が記載されたふりで登録される。

(6) 航空機が登録された場合、登録番号等は、Air craft Registry と登録されたらしく、Civil Aviation Authority が、所有者が航空機の操作等の賃料を支払う場合、登録の廃止や抹消するがわかる。また、所有者が航空機の操作等の賃料を支払

4

モーゲン
航空機

4 航空機に対する抵当権ないし
モーゲジ

a 船舶との比較

海上企業は、多くの場合、建造価格ないし購入価格が高い船舶の調達・使用をすることになり、このよ
うな船舶調達を容易にするため、船
舶抵当権および船舶先取特権の制度
が認められている。これにより海上
企業に対し船舶ファイナンスをなす
ものは、船舶に対する担保権の取得
が法制度化されている。航空機につ
いては、船舶先取特権のような特別
な先取特権は認められていないが、
航空機の調達を法律上容易にするた
め、航空機に対する抵当権ないし
モーゲジの設定が認められている。

なお、モーゲジの内容等について
は、「担保権の実行」(第4回掲載予
定) の部分で詳述する。

b 日本

(1) 日本においては、航空機に対
する抵当権およびその登録について
航空機抵当法、航空機登録令(三九
条以下)、航空機登録規則等に規定が
置かれており、大部分は船舶抵当権
制度と類似している。

(2) 航空機抵当権の得喪および変
更の対抗要件は、航空法に規定する
航空機登録原簿に対しても運輸大臣の登録であり(航空機抵当法五
条)、その登録の前後により抵当権の
優先順位が決定される(同法一〇
条)。

(3) 抵当権登録により、①前述し
た対抗要件を具備することになり、
②登録それ自体には公信力がないた
め登録により実体法上抵当権が有効
であることが確定することはない
が、強い事実上の推定が働くことにな
る。

(4) 日本において航空機抵当権を
設定する場合、ファイナンサーとし
て留意すべき点は次のとおりであ
る。

① 航空機の確認

航空機登録証明書を確認し、航空
機登録原簿謄本を入手すること(同
謄本によれば、航空機の型式、製造
者番号、定置場が明確になる)。なお、
航空機それ自体の概要を把握するた
めには、耐空証明書および型式証明
書のコピーを入手するのがよいであ
る。

② 権利者の確認

航空機登録原簿により、所有権者、
抵当権者が明確になる。

③ 担保価値の把握
必要な場合には、飛行機の鑑定評価をなすべきである。

c. 諸外国のマーケット

英國、米国においては、航空機に於けるマーケットの設定が認められており、英國ではマーケットを Aircraft Mortgage Register のみの Companies Register へ登録するルート、米国では Federal Aviation Authority の registry マーケットを確立するルート、対抗要件を取扱うルートがある。

5 保険

a. 航空機は、船舶と同様に、地

上の接触を断ち高速度にて空間を飛遊航行するため航行上の危険を有しているので、航空機に対し適切な保険が付されていることは、航空会社およびそのファイナンサーにとって不可欠なことである。航空機に関する保険には、①機体保険、②第三者賠償責任保険等がある。

b. 機体保険は、船舶保険における船体保険と同種の保険であるが、この保険の目的の範囲、すなわち、どの部分まで保険によってカバーされるか

れるのがが問題となる。

險の目的とみなすりともそれでいい

registration)

(1) 一般的な場合、保険証券上の定義によれば、航空機とは、保険証券上の明細書 (schedule of air craft) に明記された航空機をいい、

或ち、英國ではマーケットを Aircraft Mortgage Register の登録するルート、米国では Federal Aviation Authority の registry マーケットを取扱うルートがある。

券上の明細書 (schedule of air craft) に明記された航空機をいい、

そのハンジン、標準計器および装備品を含むとされてしまう。したがって (担保条件) が遵守されなければ、保険事故が発生しても保険金が支払われない。したがって、保険金の譲渡を受けるファイナンサーとしても、このような担保条件が遵守されていることを確認することが重要である。

物であっても、航空機自体を構成する部分とみなされないもの、あるいは費消が目的であるもの等は、保険の目的には含まれない。たとえば、乗務員の携行品・手荷物・貨物、燃料・オイル等は保険の対象外である。

(3) 航空機の構成部分または装備品であっても、これらが一時的に航空機から取り外されている時点において、取り外された構成部分または装備品は保険の目的に含まれるか否かかも問題となる。

(1) 航空機は飛行の開始にあたって常に有効な耐空証明書を備えること。

① 航空機は飛行の開始にあたって常に有効な耐空証明書を備えること。

四 日本における航空機

ファイナンス

1 サムライ・リース

わが国におけるリースの国際化の歴史は浅く、一九七〇年代に香港などで船舶を中心としたオフショア・リースが行なわれたり、東南アジアで現地進出リースが行なわれたのが端緒だといわれている。

③ 最新までの航空日誌。

航空機の分野で本格的な国際リースが始まったのは、一九七八年のいわゆる「サムライ・リース」による

航空約款上は、いの点についてはなんの定めもない。実務上は、修理・整備等のため航空機から取り外され

た構成部分または装備品であっても、所有者または修理・整備業者の類として、以下の書類を掲げている。制度を利用したものであった。いの

② 航空證明書 (certificate of airworthiness)

③ 各乗組員の適切な免状

④ 航空日誌 (journey log book)

⑤ 無線機を装備するときは、航空機局免許状

⑥ 旅客を運送するときは、積荷氏名、乗込地および目的地の表

⑦ 貨物を運送するときは、積荷目録および貨物の細目申告書

① 登録證明書 (certificate of registration)

リースの仕組みは、日本のリース会社が日本輸出入銀行から低利のドル融資を受け、アメリカ、ヨーロッパから大型航空機を購入し、外国のユーザーに対してリースをするものであり、その規模は一九七八年一九七九年の二年間で、三一機、九億三四〇〇万ドルに達した。サムライ・リースは、政府の緊急輸入対策に乗ったもので、それ自体は単発的なものであったが、日本のリース会社にとって、新しい分野でのノウハウを蓄積する機会となり、その後の国際的航空機リースの発展の第一歩となつた。

のは、制度的には、一九八〇年一二月に発効した外國為替及び外國貿易管理法（以下「外為法」という）の改正により、私企業が外国で資産を取得することが原則的に自由化されたことであり、経済的には、当時のアメリカと日本の間に大きな金利差が存在していたことであった。このリースのメリットとしては、一般的には、①物品としてわが国に輸入した場合には関税がかけられるが、リースの場合は関税が避けられる場合がある、②レッサーの投資税額控除の制度があるが、レッサーの国籍は存在しない場合、レッサーは実質

ス (straight lease)、条件付売買
(conditional sale)、割賦販売
(instalment sale) 等のスキームを
使用して、その需要に応えた。
ショーグン・リースは、やがて、
スワップ取引を利用するなどによ
り、円建から米ドル建取引へその利
用範囲を広げ、より巧妙な形で行な
われるようになった。ショーグン・
リース全体の規模は、一九八一年度
から一九八四年度までに七〇億ドル
強、そのうち航空機リースが約五
〇%を占めた。

五
物
件
の
受
領
す
る。
リース会社は、直ちに
物件を延払いの条件で売り戻し、中
間者はこれを借手にローンする。こ
のようにして、条件付売買は借手へ
のローンに転換される。

この取引は、経済的には、外為法
上規制される円建長期ローンと同様
の効果を生ずるため、文書作成上、
延払条件付売買契約とローン契約と
の間の差連性を相当程度切断する等
の工夫が必要とされる。

サムライ・リースの次に登場したのが、一九八一年から一九八五年にかけて盛んに行なわれた「ショーダン・リース」と呼ばれる円建クロスボーダー・リースであった。サムライ・リースと比較したショーダン・リースの特徴は、サムライ・リースが政府主導のドル建のリースであったのに対し、純粹にコマーシャルベースの円建のリースであったことであつた。

スに最初に关心を示したのは、日本に航空路線をもつ外国航空会社であった。なぜなら、これら外国航空会社は、円収入があるので、円建リースを利用し、そのメリットを受しやすい立場にあつたからである。日本の銀行は、海外への融資について、その条件・期間等に大蔵省の窓口規制を受けていたこともあり、ショーケン・リースの主役になたのは、通産省の管轄下にあるリ

本り国家資産であるリース物件を日本でのリース会社に売却移転等ができる場合に、これら外国政府等に、日本が考案され、これが航空機リースにも利用された。これが、いわゆる「ご抜けリース」である。

このリースの仕組みは、リース社と最終の借手の間に中間者を置くことを特徴とする。この中間者は、

かく会に式外はな本
成功させた。日本にはアメリカのとうなりースに関する税法上の恩典がないため、アメリカ型のレバレッジド・リースは発展する素地はないが、
①金融緩和、②株や土地高騰にみられる金余り現象、③会社資金の有効利用の必要性、④節税意識の高まり等の情況が日本型レバレッジド・リースを生み出した。一九八七年までの二年間に一五件のレバレッジド・リースが行なわれたといわれて

ショーグン・リースを可能にした

ス会社であつた。リース会社は、リ

物件をリース会社に売り渡し、現金

金
し
る

3 かご抜けリーク

スを主幹事とするリース会社は、日本貨物航空をレッサーとして、はじめて日本型レバレッジド・リースを

場強、そのうち航空機リースが約五〇%を占めた。

4 レバレッジド・リース

レバレッジド・リースのスキーム

も大きくない。

的には、リースの形式をとった航空

については改めて説明するが、レバ
レッジド・リースが狙う経済効果は、
以下のことおりである。リースを行
なった場合、レッサーにはリース契

約後数年間にわたり相当の赤字が発
生する。その理由は、リース料収入
が契約期間中均等であるのに、大型
航空機の償却期間は一〇年間であ
り、しかも定率法により減価償却す
るため、当初の償却費がリース料収
入を上回る。さらに、リース物件購
入のための借入金の比率を大きくす
れば、支払利息も必要経費になるの
で、これらの相乗効果により、法人
税の課税所得を減らすことができる
のである。

この節税効果は、匿名組合、ある
いは任意組合を形成して、レバレッ
ジド・リースに投資する投資家
(equity investor) にも還元される。

レバレッジド・リースでは、このよ
うな投資家の投資が、物件価値の二
〇ないし二五%を占め、残余は、リー
ス会社や生命保険会社からのロー
ン、あるいは割賦販売による資金で
賄われている。しかしながら、この
投資家は、非上場の中小企業に限ら
れており、そのマーケットは必ずし

このように、レバレッジド・リース
はリースの形式をとるが、経済的
には、一種の投資計画に基づき金利
獲得を目的として行なわれている。
そこで、とくにリース期間が法定耐
用年数より長いリース取引について
一定の基準を満たさないものはリー
ス取引ではなく、金融取引または売買
して、国税庁長官は昭和六三年三月
三十日付で東京国税局長ほか宛に
「リース期間が法定耐用年数よりも
長いリース取引に対する税務上の取
扱いについて」(国税庁昭63・3・30
直法二一七(例規)、直所三一七。本
誌一一九〇号三〇頁)と題する通達
を発し、野放しのレバレッジド・リ
ースの利用に一定の制限を課すことと
なった。

5 展望

以上のとおり、日本における航空
機リースは短期間の間に経済動向
波にも乗って急激な成長と変革を経
験してきた。そして、この経験を通
じて多くの専門知識とノウハウを蓄
積してきた。しかしながら、わが国
がこれまで行なってきたのは、実質

会社へのローンに等しいものがほと
んどであり、航空機自体の価値を
ベースにした航空機ファイナンスの
経験は少ない。

すでに述べたとおり、航空機ファ
イナンスは地域的には、アジア・太
平洋地域へ、手法としては、航空機
の価値自体をベースにした方式に大
きく変わろうとしている。このよう
な情況のもとで、従来のリース会社
に加えて、銀行もこの分野に本格的
に参入してこよう。このようにみる
と、来るべき一〇年は、わが国の航
空機ファイナンスは、以前にも増し
た変動の時代を迎えることになり
う。

特集 集合物譲渡担保

旬刊 金融法務事情1186号 定価1000円

- ◆最三小判昭62.11.10 (判決特報)
- ◆流動集合動産譲渡担保の有効性と対抗要件 高木多喜男
- ◆集合物譲渡担保の活用と問題点 (座談会) 鈴木正和/鈴木保弥/秦光昭/森井英雄/吉原省三
- ◆特別論稿◆ 第三債務者不特定の集合債権譲渡担保 河合伸一

株式会社 金融財政事情研究会

販売総代理店 株式会社 キンザイ

〒160 東京都新宿区南元町19
☎(03)358-0011 振替東京8-155845

航空機ファイナンスの現状と法的諸問題

〔第3回〕

弁護士 小杉 丈夫
弁護士 濑野 克久

●目次

- 一 航空機ファイナンスをめぐる世界の潮流
- 二 利用されているファイナンスの形態
(一一〇一号)
- 三 航空機に関する必要知識
(一一〇三号)
- 四 日本における航空機ファイナンス
(一一〇三号)
- 五 現在利用されている日本型レバレッジド・リースについて
(以上本号)

インансを受けて、航空機をリースする形態をとり、一般的には、出資者はリース物件価格の20%程度を

提供するにすぎないのに、リース物件価格の一〇〇%につき投資額控除制度の適用を受けることにより、節

税効果を大きくしようとするものである。そこで、日本の税法のもとで、出資者が資金の一部を出資するだけ、でその何倍もの金額のリース取引の節税メリットを享受できるスキーム

が、種々考えられてきた(日本の税法、国税当局の考え方が変化すれば、その変化に対応して、日本の航空機ファイナンスのスキームも変化することになる)。

一般的には、航空会社がその需要

に応じて、航空機製造会社に対して

は、これらの方程式の概要を紹介する。

ことになるが、法律上は、(i)当初から、當業者と航空機製造会社との間で直接航空機購入契約がなされる

場合と、(ii)まず、航空機製造会社と航空会社との間において航空機購入契約が締結され、次に航空会社の同

契約上の地位を當業者に移転し、このような契約上の地位移転に対し、航空機製造会社が同意する場合がある。

一般的には、航空会社がその需要

に応じて、航空機製造会社に対して

航空機を発注(購入契約を締結)し、

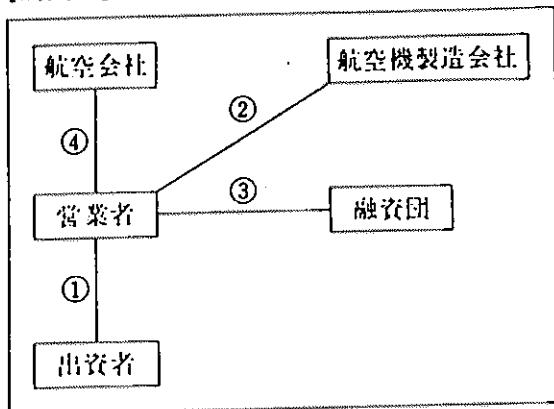
そのファイナンスを受けるためリース方式を導入することになるので、

(i)の方式よりも(ii)の方式が利用され

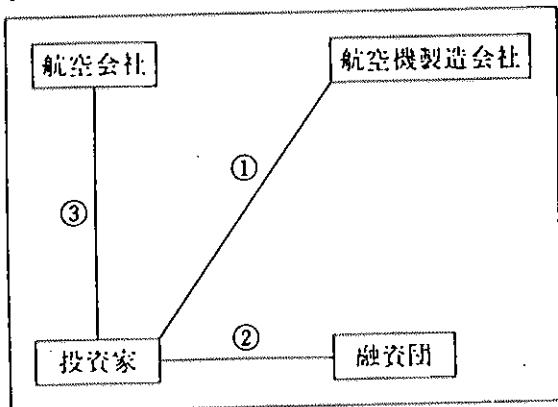
ることが多い。

- 1 方式の概要
現在の日本の税法のもとで、節税すでに述べたが、レバレッジド・メリットを受けるスキームとして、リースは、出資者が長期資金のファ
a 匿名組合方式、b 共有方式が比較
- ② 航空機購入契約
現在の日本の税法のもとで、節税者なしし當業者の関連会社に対しこ
ミッションを支払うことが多い。
- ③ ローン・アグリーメント
現在の日本の税法のもとで、節税

【別図1】 匿名組合方式



【別図2】 共有方式



匿名組合契約に基づき出資者が営業者に対し出資をするのは、航空機購入代金の約二〇%が多いと思われるが、このような場合、営業者は航空機購入代金の残額をローン・アグリーメントによりファイナンサーから調達することになる。営業者としては、航空機購入後のキャッシュ・フロー等を考慮し、航空機リース契約に基づき取得するリース料等と、ローン・アグリーメントに基づき融資團に対して償還する元本および支払利息等を考慮しなければならない。

④ リース契約

上記は、匿名組合方式としては最もシンプルなスキームを紹介したものであり、種々の税制等を考慮して、さらに複雑なスキームによりファイナンスを実行するケースが少なくない。

b 共有方式（別図2）

まず、複数の投資家が、どのような形態で航空機を保有、共有するか、

上記aの匿名組合方式と基本的に異なるポイントは、匿名組合方式が営業者と出資者との間の匿名組合契約に基づき営業者が航空機を保有するのに対し、共有方式においては、航空機が投資家により共有されるところにある。

2 匿名組合方式

a 匿名組合方式の特質

匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資することを約し、相手方がその営業から生ずる利益を分配することを約する契約である。

匿名組合契約については、商法第三編第四章（五三五条から五四二条まで）に規定されているが、その特質は以下のとおりである。

(1) 経済的には、出資者である匿名組合員と営業者との共同企業であるが、法律的には、営業者の単独・独立の事業である。

したがって、匿名組合員の出資は、これに基づき複数の投資家が融資團からローン・アグリーメントに基づきファイナンスを受けたうえで、航

そして航空機をどのような形態で運用するかについて基本合意をなす（これらの基本合意については、後日、「業務協定書」を作成する）。

(1) 経済的には、出資者である匿名組合員と営業者との共同企業であるが、法律的には、営業者の単独・独立の事業である。

したがって、匿名組合員の出資は、

名組合員と営業者との共同企業であるが、法律的には、営業者の単独・

独立の事業である。

名組合員と営業者との共同企業であるが、法律的には、営業者の単独・独立の事業である。

したがって、匿名組合員の出資は、これに基づき複数の投資家が融資團からローン・アグリーメントに基づきファイナンスを受けたうえで、航空機購入後、航空会社に対しても同機購入後、航空会社に対する責任を負う。

上記aの匿名組合方式と基本的に異なるポイントは、匿名組合方式が営業者と出資者との間の匿名組合契約に基づき営業者が航空機を保有するのに対し、共有方式においては、航空機が投資家により共有されるところにある。

上記aの匿名組合方式と基本的に異なるポイントは、匿名組合方式が営業者と出資者との間の匿名組合契約に基づき営業者が航空機を保有するのに対し、共有方式においては、航空機が投資家により共有されるところにある。

(2) 営業の成績により変動する利益を配分することが匿名組合の特質

益を配分することが匿名組合の特質であり、営業から生ずる利益を匿名組合員に対して配分することを要する。営業者が匿名組合員に対し、営業の利益にかかわらず分配利益の最低保証をする旨約束することは、匿名組合契約の本質に反する。

(3) 匿名組合契約においては、出資者である匿名組合員は、出資した

あり、営業者も消費貸借によつてファイナンスを受けた場合と異なり、確定利息の支払を免れる利点がある。

、法人税基本通達一四一一三があり、同通達によれば匿名組合契約に
關する法人税は下記のよう取り扱
われれる。

匿名組合契約に関する税務

- 事業の利益・損失は左記の収益か
り費用を控除したものである。

① 収 益

 - ・リース料
 - ・航空機の損害保険金
 - ・リース契約の解約金

② 費 用

 - ・航空機購入のためのローンに関する支払利息、その他の費用
 - ・航空機の減価償却費
 - ・事業に関し営業者に発生する諸費用

③ 営業者

利益または損失の合契約により匿名組合の利益の額または負けの額を控除した残りの額を計算する。すなわち、上記の匿名組合の営業者は、低年一回は決算をならず、その計算期間に計算される損益の結果の分配割合に応じて、業者の所得金額の計算される。

(2) 法人税

匿名組合は法人格がなく、また、法人格なき社團にも該当しないので、法人税法上、その損益計算につ

(3) 源泉徴収義務

(1) 航空機リースに関する営業には、リース契約後数年間はかなりの損失が発生する。なぜなら、リース料収入は、そのリース期間中均等であるが、ジャンボ機の償却は定率法でなされるため、当初の償却費等の経費がリース料を上回るからである。

① 圖名組合

- その匿名組合営業について生じた利益の額または損失の額については、現実に分配を受け、または損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け、または負担すべき部分の金額をその期間の末日の属する事業年度の益金または損金の頂に算入する。

② 営業者

- ① 収 益

 - ・ リース料
 - ・ 航空機の損害保険金
 - ・ リース契約の解約金

② 費 用

 - ・ 航空機購入のためのローンに関する支払利息、その他の費用
 - ・ 航空機の減価償却費
 - ・ 事業に関し営業者に発生する諸

利益または損失の額から、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額または負担させるべき損失の額を控除した残額を、当該事業年度の益金、損金の額に算入する。
すなわち、上記の取扱いによれば、匿名組合の営業者は本事業につき最低年一回は決算を行なわなければならず、その計算期間の末日において計算される損益の純額は、契約による分配割合に応じて匿名組合員、営業者の所得金額の計算に取り込まれることになる。

C 順名組合契約の内容
航空機の owner's eq する者の権利義務関係をめ、営業者と組合員との詳細な匿名組合契約書を同契約書のなかにおいて

- (3) 利益および損失の分配
商法においては、「出資が損

か多し

リース契約およびローン・アクリーメントの締結を停止条件とすること

造会社に対する航空機購入代金支払の一部とするからである。出資をする匿名組合員は、出資をするのは、

資額とともに、出資日の決定も重要である。なぜなら、営業者は、匿名組合員のなした出資金を、航空機製

(1) 匿名組合契約の基本合意
 (2) 匿名組合員の出資

(1) 匿名組合契約の基本合意

18

負担することになるが、投資家である匿名組合員の投資を促進するため、一定の極度額以上の損失を匿名組合員に負担させないとすることが多い。

(4) 契約期間（終了原因）

商法上は、匿名組合契約に関し請求終了原因および当然終了原因の規定がある。請求終了原因（商法五十三条）とは、当事者の一方にやむをえない事由があるときに相手方に対し匿名組合契約の終了を要求できる場合をいう。当然終了原因とは、当事者の意思表示がなくとも一定の事由の発生により契約が終了する場合をいい、①組合の目的たる事業の成功またはその成功の不能、②営業者の死亡または禁治産、③営業者または匿名組合員の破産、という事由が発生した場合には、匿名組合契約は終了し（商法五四〇条）、この場合、営業者は匿名組合員に対し出資額（出資額が損失により減少しているときはその残額）を返還する（商法五十四条）。

これらの商法所定の終了事由以外に、匿名組合契約書においては終了事由を規定していることが多い。たとえば、営業運営に必要な十分な資金が他の匿名組合員から集められなかつたことなどである。そして、匿名組合契約の終了事由が発生した場合の営業の清算方法（航空機の処分等をも含む）、出资者への清算金配分方法について、詳細な規定を置くのが一般である。

(5) 会計書類

商法上、匿名組合員は、営業年度の終了後、営業時間内に限り貸借対照表の閲覧を求め、会社の業務および財産の状況を検査することができる（商法五四二条、一五三条）。このように、匿名組合員による閲覧・検査を通じて、匿名組合員の本事業に対する監督機能が認められる。

(6) 出資者の権利

(1) 幹事会社の選定

共有方式の場合、複数の投資家が定に基づき、クロージング日に代金を支払わなければならない。しかし航空機を共有するため、航空機保有、航空会社に対するリースおよび投資家の内部関係についての利害関係を調整することが重要であり、この調整のため、最終的には、業務協定書を作成することになる。この業務協定書は、投資家のなかの幹事会社がドラフトを作成するが、通常は左記の内容の規定を置く。

(2) 参加割合

各投資家がある投資家を幹事会社として選定する合意であり、幹事会社の義務、免責事由、辞任事由について規定する。

(5) 許認可等

航空機のリース契約等のケースの場合、もし日本国ないし他の国の政府の許認可等をとる必要があれば、幹事会社が投資家の代理人としてすべての手続を行なう。

(6) 契約の修正

各投資家が航空機をどのような割合で保有するかの約定であり、この割合に基づき損益が配分される。

(3) 代金および支払手続

匿名組合員は、法律上、航空機に対する持分権を有するものではない。

(7) 上記以外に、「期限利益喪失事由およびその効果」、「営業者による契約解除権」、「通知」、「契約の地位

金が他の匿名組合員から集められなかつたことなどである。そして、匿名組合契約の終了事由が発生した場合の営業の清算方法（航空機の処分等をも含む）、出资者への清算金配分方法について、詳細な規定を置くのが一般である。

ついて規定される。

場合の処理

航空機製造会社との関係において

は、投資家は、航空機購入契約の規定に基づき、クロージング日に代金を支払わなければならない。しかし

ながら、投資家の一部に、クロージング日までに出资金を支払わない者

がいるときはどうすべきか。航空機購入契約において認められている範囲内で、航空機の引渡日を延長し、

その間に別の投資家を探すが、もし

一定期間内に別の投資家を探すことができないときは、幹事会社が引き受けることが多い。

3. 共有方式

(4) 投資家の一部の債務不履行の

まずは、航空会社より幹事会社の

リース料等の受入れ

変更は、幹事会社のみでなしうる。

指定口座へ送金」、同田村にて、各投資家に対して参加割合に応じて配分する。

(8) 費用

幹事会社が本件契約に關し種々の費用を負担するが、その既返りとしてマネジメント・ファイーを各投資家から受領する。

4 リース契約

リース契約が、航空機ファイナンスの根幹をなす契約であり、各投資家、匿名組合員は、リース契約の条項を注意深く読む必要がある。なぜなら、各投資家、匿名組合員とも投資額に対する確定利回りを得られるものではなく、リース契約による収益から諸費用を控除した利益、ないし損失を配分・分担することになるからである。

リース契約の内容について、その項目を列挙すると以下のことおりである。

- (1) Lease (リース契約の基本合意)
- (2) Term and Rent (リース契約の期間および各支払期日に支払うリース料の如意、リース料支払場所および支払方法についての如意)
- (3) Title and Registration (締結 Expenses

機の所有者は、匿名組合方式の場合は営業者であり、共有方式の場合は、投資家である」と、あるの間に航空機を登録するが、航空機のネームプレートをどうするか)

(4) Operation and Use

- ・航空機の使用方法
- ・本航空機に対するリーダンの認定等

・差し押さえられた場合の措置

- ・所有者に対する報告事項

(5) Maintenance, Repair and Replacement

- ・航空機のメンテナンス
- ・ハンジン

(6) Insurance (保険)

- ・損害賠償の発生の場合は、(補償)やるべきとを合意しよう。

(7) Damage and Casualty Occurrence (損害発生の場合は、(補償))

(8) Event of Default (債務不履行)

（行事由の規定）

イラスト付 2色刷

わかりやすいQ&A方式

借地・借家のトラブル相談

東京弁護士会編

四六判・240頁・定価1,500円

- ◆身近におきるトラブル事例100についてイラスト付きで明快に対応策を示します。
- ◆トラブルに直面している方はもちろん、土地・建物の賃貸借を検討中の方にも必備の書です。
- ◆金融機関の役職員が顧客の資産運用の相談業務にあたってぜひ知っておきたい基礎知識がこの1冊で習得できます。

法人金融財政事情研究会 販売店・監査サイ 〒160 東京都新宿区南元町19
代理店 (03)358-0011 振替東京8-155845

航空機ファイナンスの現状と法的諸問題

〔第4回・完〕

弁護士 小杉 丈夫
弁護士 濑野 克久

- 目次 ●
 - 一 航空機ファイナンスをめぐる世界の潮流
 - 二 利用されているファイナンスの形態
(一一〇一号)
 - 三 航空機に関する必要知識
 - 四 日本における航空機ファイナンス
(一一〇三号)
 - 五 現在利用されている日本型レバーレンジド・リースについて
(一一〇七号)
 - 六 ファイナンサーの債権回収
 - 七 航空機リースと倒産
 - 八 おわりに
(以上本号)

機リース契約においては Event of Default として種々の事実を記載している)、航空機ファイナンサーは、当該ファイナンスに関し保有している担保を実行することになる。どのような種類・内容の担保を保有しているかは、ケースによって異なる。

2 所有権留保型ファイナンス

一般的には、①保証人に対する保證履行請求、②航空機の収益(earnings)を譲渡担保にとっている場合には、収益の請求、③保険事故が発生している場合には、保険会社に対する保険金請求をする場合があると考えられるが、最も重要なものは、所有権ないしモーゲージの実行である。すなわち、所有権留保型ファイナンス(航空機リース)の場合は、ファイナンサーの有する主要担保は default が発生した場合(通常、航空機が発生した場合(通常、航空機

の占有を回復することである。他方、モーゲージを有する場合(ローン型ファイナンス)は、ファイナンサーは、その有する主要担保はモーゲージであり、モーゲージをどのように実行するかが重要になる。

第三者(航空会社)が占有をリース会社に回復させることを拒否する場合には、実力で占有を回復するのではなく、裁判上の手続により占有を回復することになる。

a 所有権留保型ファイナンスの Event of Default(債務不履行事由)

b 通常のリース契約には、Event of Default(債務不履行事由)

- 1 担保権の態様
- 2 回収
- 3 航空機ファイナンスの与信先に
- 4 航空機ファイナンスの所有権であり、これに基づき航空機 default が発生した場合(通常、航空機

の占有を回復することである。他方、モーゲージを有する場合(ローン型ファイナンス)は、ファイナンサーは、航空機を他へ売却等の処分をすることは困難である。したがって、リース会社としては、航空機の占有を現実に回復し、第三者(航空会社)の占有を排除しなければならない。

が多いので、これらについて以下に
おいて説明する。

(1) リース契約の終了宣言

航空会社は、リース契約に基づき航空機の占有をしているが、Event of Default 後においても航空機を占有していることは、ファイナンサーの立場からは、①航空機の保全上問題があり、②航空機を第三者に対し処分することが困難となる（第三者が占有・占拠している航空機を購入することは、このような占有・占拠者との間でトラブルになることが予想されるため、購入することを躊躇するからである）。

そこで、リース契約においてEvent of Default 発生後、リース会社が、航空会社に対して当該リース契約の終了を通知することができ、航空機を引渡日と同じ状態で（ただし、通常の自然摩耗を除く）、リース会社に返還する旨の規定を置いていた。このようにリース会社が契約終了の通知をすることにより、航空会社は、当該航空機を占有する法的な権原を失うことになる。

(2) 裁判上の手続き

前記(1)により、航空会社が任意に航空機をリース会社に対して返還する場合は問題にならないが、航空会

社が任意に返還しない場合は、リース会社としては、裁判上の手続によ

て強制執行がなされはじめて、航空機の占有をリース会社が取得することができる。この場合、航空機は容易に外国へ移動しうるものであり、前記返還請求訴訟の結論（判決）

としては、①第三者へ売却し、その売却代金により債権回収をすること、②航空機を直ちには第三者へ売却しないで、後日売却するまでの間、他の航空会社等へリースに出すことにより異なるのであり、あらかじめ航

20

空機の所在地の手続法を調査することが必要である。航空機の登録国、

とが必要である。航空会社がどこの国の法人であるかにかかわらず、「手続法は法廷地法に従う」というのが国際民事訴訟法上的一般的な法理である。

1988. 12. 25

航空会社が日本国内に所在する場合、リース会社が航空機の占有を回復するためには、どのような法律上の手続をとればよいであろうか。まず、リース会社は、航空会社を被告として、所有権に基づく返還請求訴訟を提起する手段が考えられる。そこで、断行の仮処分、すなわち、航空機の占有移転を禁止する。

さらに、航空会社を航空機から退去させ、航空機の占有を強制的にリース会社に對して移転させる仮処分もある。しかし、断行の仮処分は、前記返還請求訴訟の判決前に現状を変更するものとなるから、裁判所は容易にはこのような命令を発しない。

リース会社は、航空会社に対する損害賠償請求権回収することができる。この場合、リース会社は調達先にリース契約は、リース会社の調達先に對して支払うことがある。この場合、リース契約は、リース会社の調達先に對して支払うべきペナルティその他の増加費用を、リース会社が航空会社に対して請求しうる旨の規定を置いている。

前記(1)、(2)により、リース会社が航空機の占有を回復しても、リース会社は、その能力ないし行政法規上の規制により、自ら航空機を利用することができない。同訴訟では、航空機の運航・移動を直ちにストップすることはできない。同訴訟に対する判決があり、それに従つて強制執行がなされはじめて、航空機の占有をリース会社が取得することができる。この場合、航空機は容易に外国へ移動しうるものであり、前記返還請求訴訟の結論（判決）の航空会社等へリースに出すことにより異なるのであり、あらかじめ航

空機の占有を回復しても、リース会社は、その能力ないし行政法規上の規制により、自ら航空機を利用することができない。同訴訟に対する判決があり、それに従つて強制執行がなされはじめて、航空機の占有をリース会社が取得することができる。この場合、航空機は容易に外国へ移動しうるものであり、前記返還請求訴訟の結論（判決）の航空会社等へリースに出すことにより異なるのであり、あらかじめ航

金融法務事情◆No. 1208

航空機に対するモーゲージを保有している場合、ファイナンサーの主要な債権回収手段は、モーゲージの実行である。以下においてモーゲージの実行について詳述する（日本法の抵当権の実行としては、裁判所に対する競売申立てによる回収のみが考えられるが、英米法のモーゲージの実行方法は、競売申立てのみならず、比較的広範なものが認められているため留意を要し、注意深くモーゲージ・ディードを読む必要がある）。

a 実行方法

モーゲージの実行のなかで最も確実かつ強力な手段は、裁判所に対する競売申立てである。ただし、モーゲージを保有していたとしても、Event of Default 発生後直ちに競売申立てをするのではなく、当該法廷地法の法制度、競売することのはず、競売費用等を総合的に判断したうえで、競売申立てをするか否かを決定すべきである。

b 日本法

航空機競売における差押手続、換価手続、配当等の手続は、原則として船舶競売に関する民事執行法および民事執行規則の規定が準用されるが、若干の特則が設けられている。すなわち、まず、航空機競売の手

續は、執行裁判所による強制競売の開始決定により開始されるが、この強制競売に関する規定がすべての実施の手続は、船舶競売（不動産の強制競売）に関する規定がすべて開始決定においては、船舶の場合と同様に、具体的 arrest としての執行官による「航空機登録証明書」（航空法六条）の取上げを必要とする。

そして、差押えの登録後、換価の準備手続に入るが、航空機においては、船舶とは異なり、法令上その登録により対抗することができる賃借権が存在しないため、とくに、不動産のように厳格な現況調査を必要としないことから、現況調査の規定は準用されない（民事執行規則八四条）。

また、上記現況調査を前提として、かつ一般的の買受人に売却条件を周知させるために設けられた物件明細書の写しの備置きの規定も、上記の

モーゲージの実行のなかで最も確実かつ強力な手段は、裁判所に対する競売申立てである。ただし、モーゲージを保有していたとしても、Event of Default 発生後直ちに競売申立てをするのではなく、当該法廷地法の法制度、競売することのはず、競売費用等を総合的に判断したうえで、競売申立てをするか否かを決定すべきである。

c 英 法

英法のもとでは、航空機の占有を取得し、モーゲージを実行する手続は、personal chattels に対する手続と類似している。航空機が、英法系国から外国へ移転する可能性があり、それによりモーゲージの実行が困難になる場合には、injunction により航空機の移動を法的にストップすることができる。injunction 命令を出されれば裁判所の裁量に委ねられており、また、injunction 命令を出すにあたって申立人に担保提供を命ずるか否か、どのような条件を付するかも裁判所の裁量に委ねられている。

d 法制度調査の要点

よう、現況調査がなく、かつ、買受人も不動産業者や一般人が期待されない航空機執行の特色から、その作成・備置義務の規定は準用されず、これに代えて航空機の売却の実施の

実施の手続は、船舶競売（不動産の強制競売）に関する規定がすべて適用される。

- ・航空機の鑑定の有無
- ・競売について他の抵当権者に通知するか
- ・最低競落価格は設定されるか

七 航空機リースと倒産

1 はじめに

リース契約中、航空会社に Event of Default が発生した場合、リース会社は、前述した債権回収手段をとることができるが、航空会社なしのリース会社に対して法的倒産手続が開始した場合、はたして、リース契約は存続するのか、終了するのか、そしてリース会社が航空会社に對して有している債権が法的倒産手続上でどのように取り扱われるのが問題となる。

2 航空会社が倒産した場合

航空機に対する差押え、競売については各国の手続が異なるため、法制度の調査をしなければならない（民事執行規則八五条）ものとされているのが特徴である。

- ・(1) 差押えについて
- ・抵当権、被担保債権の存在を証する証拠の提出は必要であるか
- ・保証金の供託は必要であるか
- ・訴訟委任状は必要か

a リース契約中の約定に基づく解

- (2) 競売について

除

リース契約においては、Event of Default の一事由として、航空会社に対する破産、会社更生の申立てがあつたときは、リース会社は直ちにリース契約を解除することができる旨の規定を置いていることが多い。この条項についての古典的な考え方には、リース契約においても契約自由の原則が作用し、同条項は無制限に有効であるから、リース契約を直ちに解除することができるとする。

しかしながら、リース会社が留意しなければならないことは、最近の学説・判例はともに、同解除条項に

対してなんらかの制限を加えようと

する傾向が強いということである。

ちなみに、最近の判例（所有権留保特約付割賦販売契約の事案）においては、「更生手続開始の申立の原因となるべき事由が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利益を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的……を害するものであるから、その効力を肯認しないものといわなければならぬ」と判断している（最三小判昭57・3・30民集三六巻三号四八四頁・本誌一〇〇四号四六頁）。

リース契約においては、航空機リース契約にも適用があるか否かは今後の判例・学説等の集積を待つ必要があるが、航空機リース契約の解除特約の規定にも制限が課される可能性があるうことに留意しなければならない。

b 債務不履行による解除

航空会社の倒産前にリース料の遅滞があるとして、倒産前にリース会社がリース契約解除の意思表示をしていけるとする。

航空会社の倒産前にリース料の不払いがあったが、倒産後にリース契約解除の意思表示をした場合、

リース契約の解除が有効であるか

うかである。

ちなみに最高裁判所は、更生手続開始の申立てのあつた株式会社に対し会社更生法三九条の規定により、

わゆる旧債務弁済禁止の保全処分が命じられた事案について、「これによ

り会社はその債務を弁済してはなら

ないとの拘束を受けるのであるか

し更生管財人がこれらの規定に基づ

きリース契約を解除すること、また

は、リース会社の債務の履行の要求

ができる旨規定している。そこで、リース会社が倒産した場合、リース契約において、航空会社が破産宣告を受けたときは、貸借人が破産宣告を受けた場合、民法六二一条による解

産宣告を受けた場合、民法六二一条の適用ないし類推適用によりリース会社または航空会社の破産管財人が

リース契約を解除することができるか否かが問題となるが、学説の対立

もあり、判例の方向づけもなされて

いない。

c 民法六二一条による解除

d 破産法五九条、会社更生法一〇

三条による解除

破産法五九条は、破産宣告当時、

破産者およびその相手方が双務契約

についてその履行を完了していない

ときは、管財人はその選択により、

①契約を解除するか、②破産者の債

務を履行して相手方の債務履行を請

求することができる旨規定し、会社

更生法一〇三条も同趣旨の規定を置

いている。そこで、破産管財人ない

し更生管財人がこれらの規定に基づ

きリース契約を解除すること、また

は、リース会社の債務の履行の要求

をするとのオプションを有するか

30)。断している（前掲最三小判昭57・3・

30）。

c 民法六二一条による解除

3 リース会社が倒産した場合

リース会社が倒産した場合、リース

契約がどのように取り扱われるかが

確率的には低いと思われるが、

リース会社が倒産した場合、リース

契約がどのよう取り扱われるかが

確率的には低いと思われるが、

リース

本型レバレッジド・リースは、いわゆる匿名組合方式があることは前述したとおりであるが（第3回・一二〇七号一六頁参照）、この場合、匿名組合員が倒産した場合の権利関係が問題となる。

航空会社が米国のある州の法人であり、米国内で連邦改正破産法 Chapter 11 の手続が開始された場合、リース契約がどのように取り扱われるかが問題になる。これは、航空機リースに限らず、いわゆるファ

る場合には、担保権（モーゲージ等）の実行は禁止され、その地位は基本的には弁済計画のなかで一般債権者に優先して満足を受けうるものとなり、債権者としてはその権利の行使および内容の両面において制約を受

國境を越える性格を有するかゆえに、國際民事訴訟法、國際公法、國際私法の面からの検討も欠くことができない。航空機ファイナンスをまとめるためには、このような専門的な法律知識が要求されるばかりでなく、また、運送契約の解釈、運送業者と貨物所有者の権利義務の問題など、専門的知識を要する問題が多大である。

a 匿名組合契約について、商法
五四〇条三号には、「匿名組合員の破
産」を、匿名組合契約の当然終了原
因としているから、匿名組合員の破
産

イナソス・リースが米国の連邦改正倒産法 Chapter 11 でどのように取り扱われるかの問題であるから、ここでは簡単な説明のみにとどめる。

b 日本において航空会社が会社更生法の適用を申請した場合、わが国の会社更生法四条一項・二項は、原則として三歳を採用するが、更生法の適用を申請したことによって、更生法の適用を申請したことにならう。

でなく、さまざまなるリスク要因を分析・整理して、限られた時間内にプロジェクトを完成させる総合的・機的な企画・管理能力が必要とされ

産の場合は匿名組合契約が終了し、商法五四一条の規定ないしは匿名組合契約の規定により、匿名組合の出資等の清算がなされることになる。
b 前記**a**により匿名組合契約が終了した場合、これが、航空機リース契約に対しどのような影響を及ぼすかが問題となる。

同法の手続において リース契約
が、executory contract（双方未履
行債務）として取り扱われるか、ま
たは、統一商法典一章二〇一条卯の
「担保権」に該当し、リース会社の権
利が secured interest として取り扱
われるかが問題となる。航空機リー
ス契約が executory contract に該

項目は原則として属地主義を採用する旨規定している。この問題は、「国際倒産と属地主義」というテーマで議論されているものであり、ここでは深く立ち入らないが、従来、厳格な属地主義が適用されていたが、時ににおいては、行きすぎた属地主義に対する批判が発生し、それを修正

本稿の冒頭で紹介したとおり、アジア地域における航空機需要の増大は、東京の国際金融市場の急速な拡大と相まって、わが国の金融機関、法律家をこの分野に否応なく巻き込むことになり、時代の要求に応じた、日本型の新しい航空機ファイナンス

匿名組合契約とリース契約は別個の契約であり、原則として前者の終了は、特約のない限り後者に対しても

当するか、secured interest と云ふ
取り扱われるかは、同リース契約の
内容次第といふことにならうが、

しようとする考え方が有力になりつつある。どの程度、現行法のものと修正されるかについては、今後に

解で、のさまざまなスキルを創り出ししていくことがわれわれの大きな課題となつてこよう。

は影響を及ぼさない。もちろん、リース契約において匿名組合員の倒産をスリースの終了原因としている場合にリース契約終了時にユーリーが目的物の返還を義務づけられ、しかもその時点で目的物が実質的価値を有する。

八 おわりに 決が残されている。

折しも、一九八九年二月一日、二日の両日、世界のこの分野の専門家を集めて、東京において航空機フ

は、リース契約は終了することになら。

5 航空機リース契約と国際倒産

る場合が多いことから、リース契約上のリース会社はリース契約上の権利として secured interest を有する場合が多くと照ねね。

るのよから、リース会社の権利が
secured interest ハって取り扱われ